

(1) 下水道事業の経営について

① 本市の下水道事業

本市が実施（経営）している下水道は、下水道法における「公共下水道」に位置付けられるもので、本市では「下水道事業」と呼んでいます。

「公共下水道」とは、主に市街地における下水（雨水・汚水）を排除し、処理場で処理するもので、市が設置・管理する下水道です。

② 経営は独立採算

「公共下水道」は、地方財政法において「公営企業」に位置付けられ「その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」と規定されており、「独立採算」による経営が求められています。

また、本市の下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を一部適用していますが、地方公営企業法においても同様に「独立採算」による経営が求められています。

③ 経費の負担区分

下水道事業では、雨水・汚水を排除・処理しますが、その経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則です。

雨水の経費は、法（地方財政法・地方公営企業法）に規定されている「その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」となります。雨水は自然現象に起因するものであり、雨水の排除は広く市民の受益となるため、公費（一般会計負担金）で負担します。そして、公費で負担する経費については、毎年、総務省が操出基準として定めています。

一方、汚水の経費（汚水処理費）は、汚水の排除の受益者が明確であることから、受益者が下水道使用料で負担します。そして、汚水処理費に対する下水道使用料の負担水準を示す「経費回収率」は、100%以上であることが必要とされています。

経費回収率の状況

	単位	①令和5年度	②令和6年度	前年度比②－①
A 下水道使用料（税抜）	千円	3,078,570	3,119,838	+41,268
B 汚水処理費（公費負担分除く）（税抜）	千円	3,608,618	3,654,706	+46,088
C 経費回収率 $A \div B \times 100$	%	85.31	85.36	+0.05
D 下水道使用料不足額 $B - A$	千円	530,048	534,868	+4,820

※ 経費回収率を100%以上にして、下水道使用料不足額への市税からの補てんを解消するため、令和7年4月に下水道使用料の改定（以下「使用料改定」という。）を実施しました。

(2) 下水道使用料について

① 下水道使用料でまかなう污水处理費

污水处理費の内訳は、「維持管理費」と「資本費」です。

「維持管理費」は、汚水を境川に放流できる水質に処理するのに掛かる費用で、「人件費」「光熱費」「薬品費」「修繕費」などの経常的な経費です。「資本費」は、汚水を処理するための施設整備に関わる経費で、「減価償却費」「企業債利子」「資産減耗費」です。

② 下水道使用料の体系

本市の下水道使用料は、「基本使用料（８３３円／月）」と「従量使用料」からなる二部使用料制を採用しており、さらに従量使用料は累進性により使用水量が多いほど単価が高くなります。従量使用料（一般汚水）の単価は、最低 １３８円／ m^3 、最高 ３２６円／ m^3 です。（全て税抜き）

③ 下水道使用料の経緯

下水道事業は、最初に下水処理場を建設し、処理場周辺から污水管の整備を進め、整備済みの地区から汚水の排水を開始します。このため、污水管の整備の進捗にともない下水道の利用者が増え、下水道使用料収入が増加していきます。

本市では、平成１０年度に市街化区域の污水管整備が概ね完了し、この時点で経費回収率が１００％に達していれば良かったのですが、平成１０年度決算の経費回収率は４７．８％でした。

下水道使用料は、昭和４５年４月に賦課を開始し、令和７年４月で１３回目の使用料改定（値上げ）となります。これまでは人口増による下水道使用料収入の増加と使用料改定により、段階的に経費回収率を向上させてきました。

しかし、近年は接続世帯数が増加しているものの、ライフスタイルの変化や節水機器の普及により、１世帯当たりの使用水量が減少し続けており、結果、下水道使用料収入は令和４・５年度と連続して前年度比で減少となりました。さらに、昨今の賃金・物価の上昇や、電気・ガス料金の高騰により、污水处理費は上昇しています。

収入が減少する一方で支出が増加しているため、今後、経費回収率の向上は難しい状況であり、下水道使用料不足分に対する市税からの補てん額の増加が見込まれました。

このため、令和７年４月の使用料改定では、令和７年度から９年度の３年平均の経費回収率を１００％以上とすることを目指した改定（平均改定率２３．３４％）を行いました。

④ 污水处理原価の比較

本市では、污水处理費の増加を抑制するため、設備及び運転の効率化や経費の削減に取り組んできました。その結果、本市と同様に単独処理場での下水処理を行う県内の４市（政令市除く）と、污水处理原価（污水处理費のうち維持管理費分÷有収水量）を比較すると他市より低くなっています。

令和５年度	単位	鎌倉市	横須賀市	逗子市	三浦市	大和市
污水处理原価（維持管理費分）	円／ m^3	115.81	108.56	98.20	97.45	87.19

(3) 下水道使用料の改定について

① 下水道経営計画

令和6年度末に改定版を策定した「大和市下水道事業経営計画（令和7年度から16年度）」では、基本方針で「独立採算による健全経営」、経営目標において「経費回収率100%以上の達成及び維持」を目指すこととしています。

そして、経営目標を達成するため、令和10年度、13年度、16年度に使用料改定を予定していますが、令和10年度以降の使用料改定については、3年ごとに使用料改定の必要性を検証したうえで、実施と平均改定率を決定することとしています。

② 使用料改定の必要性の検証

使用料算定期間となる3年間の污水处理費を算定し、それをまかなうための使用料が確保できるかを検証します。

次回の検証は、令和10年度から12年度を使用料算定期間とし、令和7年度決算までの実績額を基礎数値として行います。

検証結果は、令和8年度に大和市下水道運営審議会へ諮問します。審議会では検証結果が適正であるかの審議を行い、審議結果を大和市長に答申する流れとなります。